昭和飛行機健康保険組合

健保だより

冬
２０２５

◆～～新年のご挨拶～～◆

昭和飛行機健康保険組合
理事長　小　室　雅　裕

新年明けましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃より当健保組合の事業運営につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和４年から団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり始め、今年はすべての団塊の世代が 75 歳以上となります。急速な少子高齢化がさまざまな分野に影響を及ぼすことから「２０２５年問題」と呼ばれ、とくに医療保険や介護保険、年金など社会保障制度への影響が懸念されているところです。今後もペースは緩やかになるものの後期高齢者の増加は続き、４人に１人が後期高齢者になると推計されるなか、国では持続可能な社会保障制度の構築に向け、能力に応じて全世代が支え合う「全世代型社会保障」の構築をめざし検討を進めています。後期高齢者支援金の増加により健保組合は厳しい状況にあり、限界に達している負担に上限を設定するなど、抜本的な制度改革が不可欠です。

また、昨年 12 月２日には従来の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行しました。マイナ保険証は医療ＤＸの基盤となるもので、各種情報連携による質の高い医療の提供、効率化が期待されます。世界に先駆けて超高齢社会に直面するわが国で社会保障制度を維持するためには、医療ＤＸのさらなる推進が欠かせません。従来の保険証は経過措置として 12 月１日まで使用可能ですが、マイナ保険証の利用率向上が必須です。

健保組合では昨年４月から第３期データヘルス計画がスタートし、これまでに蓄積したデータを活用した各種事業を進めています。これら事業の取組状況によって後期高齢者支援金が加算・減算される仕組みがありますが、令和７年度からはより加入者の状況に合わせた事業が評価される仕組みに見直されます。

当健保組合ではこうしたさまざまな変化に対応しながら、みなさまの健康寿命の延伸をめざし、時代に即した事業を展開してまいります。みなさまにおかれましては、当健保組合が実施する各種健康づくり事業を積極的にご活用いただき、日々の健康づくりに留意され、医療費節減にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様にとって幸多き一年となることをお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

迎春

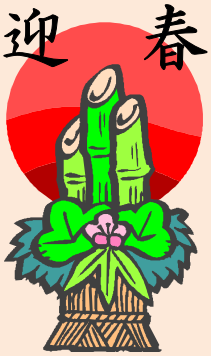

新春にあたり
皆様方のご健勝を
お祈り申し上げます。
本年もよろしく
お願いいたします。

理事長　小室　雅裕
常務理事　太田　剛
理事　加川　亮一
理事　乙津　一登
理事　奥山　貴志
監事　大林　孝行
理事　川瀬　敦士
監事　西田　秀明
組合会議員　萩原　誠一
組合会議員　杉永　直之
組合会議員　小宮山　覚
組合会議員　水野　智博
組合会議員　坂野　彰吾
組合会議員　荒井　恵

職員一同

被保険者及び被扶養者のみなさまへ

『個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)』では、「個人情報取扱事業者」とは、５千人分以上の個人情報を保有している民間企業等の全てが該当します。健保組合の場合は、レセプト（医療費の請求明細書）など重要度の高い医療情報を取り扱っていることから、厚生労働省のガイドラインによって、保有する個人情報の人数に関係なく、「個人情報取扱事業者」と全く同様の義務が課せられることとなっておりますことから、加入者である被保険者及び被扶養者のみなさまへ、今回下記事項についてお知らせいたします。

なお、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー)」及び「個人情報の利用目的」については、当健保ホームページ（https://www.showa-aircraft-kenpo.or.jp）に掲載してありますのでそちらをご参照ください。

個人情報の共同利用について①

当健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

高額医療給付に関する交付金交付事業におけるレセプト（個人情報）の取扱いは、個人情報保護法第２３条第４項第３号の規定に基づく、「個人データの第三者への提供にあたらない共同利用」に該当しますが、その取扱いについては共同事業として実施(利用)する旨を明確にした上で、①共同事業で個人データを利用する趣旨、②共同して利用する個人データの項目、③個人データを取り扱う人の範囲、④取扱う人の利用目的、⑤データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知するか、ホームページ、広報紙・誌（年４回以上）、組合事務所及び事業所への掲示、パンフレットやチラシの配布など、取り得るべき広報手段を用いて継続して公表する - こととされておりますことから、このお知らせを行うものです。

記

「高額医療給付に関する交付金交付事業」につきましては、健康保険法附則第２条に基づき、健保連と健保組合が共同で実施している事業です。

この事業は、当健康保険組合に、高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものです。交付申請にあたっては、「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書を含む。以下レセプト）の写し及び当該レセプトに係る患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・組合財政支援グループに提出することとなっております。健保連ではこれを交付申請の審査・決定ならびに、高額医療費の分析等（高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料）に利用しております。

また、健保連におけるデータ取扱者については、組合財政支援グループ職員、データ処理委託業者（財団法人　社会経済生産性本部・社会情報システム部及び協力会社）となっております。さらに、データ保有期間については、申請の時効の扱い等の関係上、レセプトのコピーについては、１年程度保存し、その後イメージデータ化したものを４年程度保存しております。

なお、レセプトの取扱いを含む「高額医療給付に関する交付金の申請書類」の管理責任体制につきましては、当組合データ管理責任者　常務理事、健保連・組合財政支援グループデータ管理責任者　組合財政支援グループマネージャーとなっております。

個人情報の共同利用について②

当健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第２３条第４項第３号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的及び⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できることとされています。

１．共同利用する個人情報（個人データ）の項目

生活習慣病予防検診の受診者に係る以下の項目

氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所社員コード、健診未実施項目、健診種目名、
健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、
相談・指導内容、所見

２．共同利用する者の範囲

※次のとおり

３．共同利用目的

当組合は共同利用者と健康診断等の事業を共同して行います。
被保険者に対して、健診結果に基づく事後指導等を効果的に行うため、個人情報を共同で利用します。

４．個人情報の管理について責任を有する者

・東京都昭島市代官山２丁目４番４号
昭和飛行機健康保険組合
常務理事　太田　剛
・各事業所責任者　※次のとおり

５．利用停止の手続

共同利用の停止を希望される方は、下記にご連絡ください。
担当　健保組合（原島）まで
電話　042-541-2128【直通】　(Fax 042-544-9269)

事業所別共同利用者及び個人情報管理責任者名

事業所名	共同利用者	個人情報管理責任者
昭和飛行機工業㈱	東京都昭島市代官山 3-1-1 昭和飛行機工業㈱	東京都昭島市代官山 3-1-1 昭和飛行機工業㈱ 常務執行役員　小室　雅裕
ＪAM東京千葉昭和飛行機労働組合	東京都昭島市代官山 2-9-2 ＪAM東京千葉昭和飛行機労働組合	東京都昭島市代官山 2-9-2 ＪAM東京千葉昭和飛行機労働組合 執行委員長　乙津　一登
昭和飛行機健康保険組合	東京都昭島市代官山 2-4-4 昭和飛行機健康保険組合	東京都昭島市代官山 2-4-4 昭和飛行機健康保険組合 常務理事　太田　剛
昭和の森綜合サービス㈱	東京都昭島市代官山 2-3-1 昭和の森綜合サービス㈱	東京都昭島市代官山 2-3-1 昭和の森綜合サービス㈱ 代表取締役社長　佐藤　剛
アーバンリゾーツ昭和の森㈱	東京都昭島市代官山 1-3-1 アーバンリゾーツ昭和の森㈱	東京都昭島市代官山 1-3-1 アーバンリゾーツ昭和の森㈱ 代表取締役社長　馬﨑　浩一
昭和の森エリアサービス㈱	東京都昭島市代官山 3-1-1 昭和の森エリアサービス㈱	東京都昭島市代官山 3-1-1 昭和の森エリアサービス㈱ 代表取締役社長　森本　大
㈱メトス	東京都中央区築地 6-16-1 ㈱メトス	東京都中央区築地 6-16-1 ㈱メトス 代表取締役社長　吉永　昌一郎
昭和飛行機都市開発㈱	東京都昭島市代官山 2-10-1 昭和飛行機都市開発㈱	東京都昭島市代官山 2-10-1 昭和飛行機都市開発㈱ 代表取締役社長　鏑木　政俊

『医療費のお知らせ』の配付に伴う事前同意について

当健康保険組合では、医療給付が発生した加入者に対して、その世帯に属する家族分を一括して毎月被保険者宛にお知らせしているところですが、このお知らせには病院等にかかった方の氏名、医療機関名、医療費等個人情報が含まれており、家族の方から見ますと、第三者である被保険者へ個人情報が提供されていることとなります。個人情報保護法第２３条の規定では、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報（個人データ）を第三者に提供することができません。しかしながら、本人（＝加入者。つまり被保険者及び被扶養者の方。）にとって利益となるもの、または事業者側（＝健保組合）の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

従いまして、**当健康保険組合では、この医療費のお知らせを世帯単位で被保険者宛通知することの同意を、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当健康保険組合までご連絡ください。**

組合規約等の一部変更について

下記の通り当健保組合の規約が変更となりました。

変更点　・組合所在地の変更。

（組合の事務所等） 第３条　組合の事務所は、次の場所に置く。 東京都昭島市田中町６００番地	（組合の事務所等） 第３条　組合の事務所は、次の場所に置く。 東京都昭島市代官山二丁目４番４号

施行日　令和６年８月１日

この機関紙又は個人情報に関するお問合せ先

[illegible]
電話　042-541-2128　　Fax　042-544-9269
E-mail　t.harashima@showa-aircraft.co.jp